

新発田中央ロータリークラブ細則

第1条 定義

1. 理事会 : 本クラブの理事会
2. 理事 : 本クラブの理事会メンバー
3. 会員 : 名誉会員以外の本クラブ会員
4. R I : 国際ロータリー
5. 年度 : 7月1日に始まる12ヶ月間

第2条 理事会

第1節 本クラブの管理主体は本クラブの会員13名より成る理事会とする。すなわち本細則第3条第1節に基づいて選挙された7名の理事と会長・直前会長・副会長・会長エレクト・幹事・会計である。

第3条 理事および役員選挙

第1節 指名委員会

- (a) 会長エレクトは、年次総会開催の1ヶ月前の例会において、次年度の理事および役員を指名するための、指名委員会の設置を発表する。
- (b) 指名委員会の構成は、本年度会長・幹事、次年度会長・幹事、前年度会長・幹事とする。
- (c) 指名委員会は副会長・幹事・会計および会場監督、7名の理事候補者を選考し、年次総会において指名する。
- (d) 指名された役員および理事候補者は、年次総会の承認を得て就任するものとし、その受諾を拒むことは原則としてできない。
- (e) 年次総会の承認を得て次次年度会長(現クラブ奉仕委員長)は、会長ノミニーの役職が与えられ、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトの役職が与えられる。

第2節 理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第3節 役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの理事エレクトの決定によって補填すべきものとする。

第4条 役員の任務

第1節 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常の職に付随する任務を行なうことをもって任務とする。

第2節 直前会長

理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められた任務を行うことをもって任務とする。

第3節 会長エレクト

理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められた任務を行なうことをもって任務とする。

第4節 副会長

会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行なうことをもって任務とする。

第5節 幹事

幹事は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、全会員の人頭分担金および半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、RI公式雑誌の講読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって任務とする。

第6節 会計

すべての資金を総括管理し、理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行う。その職を去るにあたって会計はその管理する資料を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

また、引き継ぎにあたっては、資金業務処理資料について、本細則第12条第4節に定める検査人による検査を受けなければならない。

第7節 会場監督

会場監督の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長によって定められた事項を行うことをもって任務とする。

第5条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月の第一例会に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

第2節 本クラブの毎週の例会は水曜日12時30分に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全員に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員(または標準ロータリー・クラブ定款の規定に基づき、出席を免除された会員)を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款9条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。

第3節 会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする

第4節 定例理事会は毎月第一例会の前に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または2名の理事からの要求あるとき、会長によって召集されるものとする。ただし、その場合然るべき予告が行わなければならない。

第5節 理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

第6条 入会金および会費

第1節 入会金は、30,000円とし、入会承認に先だって納入すべきものとする。ただし、標準ロータリー・クラブ定款11条の規定に該当する場合はこの限りでない。

第2節 会費は年額200,000円とし、各半年ごとの各支払額のうちの一部は各会員のRI公式雑誌の購読料に充当するという了解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。

第3節 ロータリー財団、米山奨学の寄付、および周年行事等に対する特別負担金および特別分担金として、別に定める支払額を納入すべきものとする。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を、口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案について、投票により処理することを決定することができる。

第8条 五大奉仕部門

五大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、および青少年奉仕である。本クラブは、五大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第9条 委員会

第1節 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない。

クラブ奉仕委員会

職業奉仕委員会

社会奉仕委員会

国際奉仕委員会

青少年奉仕委員会

第2節 会長は又、理事会の承認の下に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、および青少年奉仕について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置することができる。

第3節 特定分野を担当する委員会は、その任務の規模等によってクラブ奉仕・職業奉仕・社会奉仕・国際奉仕・青少年奉仕の各部門に属するか、または、新たに設置する委員会が担当する。

第4節 クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会、および青少年奉仕委員会は、それぞれ会長が理事役員の中から任命する委員長および少なくとも1名以上の他の委員から成るものとする。

第5節 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

第6節 各委員会は本細則によって付託された職務およびさらにこれに加えて会長また

は理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

第7節 それぞれの委員長はその委員会の定例会合に対して責任をもち、委員会の仕事を監督、調整する任務をもち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

第10条 委員会の任務

第1節 クラブ奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄においてその緒責を遂行するように役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。クラブ奉仕委員会委員長は委員会の定例会合に責任をもち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。この委員会はクラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

(a) 職業分類・会員増強・会員選考委員会

1)職業分類

この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填・未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員の持っている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。

2)会員増強

この部門は、絶えず本クラブの充填・未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に務めなければならない。

(b) ロータリー情報委員会

i)この委員会は、会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供し、特に新会員の入会してから一年間、会員のオリエンテーションを監督するものとする。

ii)クラブ定款、クラブ細則について改正の必要ある場合、改正案を作成し、理事会にこれを提出するものとする。

iii)この部門は、会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を調査しなければならない。そしてすべての申し込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

(c) 出席委員会

i)この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること—これには地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含ま

れる一を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席を奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのより良き奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに務めるものとする。

ii)メークアップは、当クラブ出席委員会に対する本人申告をもって確認する。

(d) プログラム委員会

この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

(e) 親睦委員会

この委員会は、会員間の知り合いと友情を増進し、用意されたレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が講ずる任務を果たすものとする。

(f) クラブ会報・広報・雑誌委員会

1)会 報

i)この部門は、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。

ii)本クラブのホームページの掲載管理を行い、検証しなければならない。

2)広 報

この部門は、広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領および規模に関する情報を提供し、そして本クラブのために適切な宣伝を行なう方策を考案しこれを実施するものとする。

3)雑 誌

この部門は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起し:クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し:新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し、ロータリアンでない後援者に雑誌を贈呈し:図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕ならびにその他の特別購読を取り計らい、:ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り:その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

第 2 節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員のそれぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助をあたえるような方策を考案しこれを実施するものとする。

この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任をもつ。

第 3 節 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの社会奉仕活動に責任をもつ。

第4節 国際奉仕委員会(ロータリー財団・米山奨学)

- i) この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。
- ii) ロータリー財団・米山奨学に関する事項において、その責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施する。
この委員会の委員長は、本クラブの国際奉仕・ロータリー財団・米山奨学活動に責任をもつ。
- iii) 姉妹・友好クラブとの交換連絡等について方策を考案しこれを実施するものとする。

第5節 青少年奉仕委員会(ライラ・インターアクト)

- i) この委員会は、本クラブの青少年奉仕活動に責任をもち、地域社会および自然に目を向け、青少年の育成における諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。
- ii) 新発田中央高等学校インターアクト生の健全な奉仕精神と活動(ボランティア精神・活動)を育成支援する。この委員会の委員長は、本クラブの青少年奉仕活動に責任をもつ。
本委員会は3年委員会とする。

第11条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、12ヶ月間を超えない限り本クラブの例会出席を免除される。ただし、健康上の理由から12ヶ月を超えて欠席となる場合は、理事会が改めて当初の12ヶ月後に、さらに一定期間の欠席を認めることができる。

(注: このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が本クラブの奉仕プロジェクトおよびその他の行事や活動に参加するか、他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。

ただし、標準ロータリー・クラブ定款第9条第3節(a)の健康上の理由による欠席、(b)および第4節の規程に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録に参入されない。)

第12条 財務

- #### 第1節 各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。 ただし、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

予算は使途別に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、その他使途別予算である。

第 2 節 会計は本クラブの資金を理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

第 3 節 すべての勘定書は、幹事・担当委員長の発議に基づき、会計の承認により事務局が処理するものとする。

第 4 節 すべての資金業務処理は、毎年 1 回必要により複数回、専門知識を有する検査人 2 名によって全面的な検査が行なわれなければならない。

検査を行うものの選任は、理事役員以外の会員から選考し理事会が承認し、年一回、例会の場で検査結果の報告を行わなければならない。

第 5 節 本クラブの会計年度は 7 月 1 日より 6 月 30 日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを 7 月 1 日より 12 月 31 日に至る期間および 1 月 1 日より 6 月 30 日に至る期間の二半期に分けるものとする。人頭分担金と RI 公式雑誌購読料の支払いは、毎年 7 月 1 日および 1 月 1 日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基いて行なわれるものとする。

第 13 条 会員選挙の方法

第 1 節 本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、漏らしてはならない。

第 2 節 理事会は、その被推薦者が標準ロータリー・クラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第 3 節 理事会は、推薦書の提出後 30 日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

第 4 節 理事会が決定を承認した場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。

この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第 5 節 被推薦者についての発表後 7 日以内に、理事会がクラブ会員(名誉会員を除く)の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行なうものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第 6 節 このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長も

しくは幹事が新会員に関する情報を RI に報告し、会長が、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を 1 名指名し、同新会員をいずれかの委員会に配属する。

第 7 節 クラブは、標準ロータリー・クラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第 14 条 決 議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案も審議してはならない。かかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第 15 条 議事の順序

開会宣言
来訪者の紹介
来信、告示事項、およびロータリー情報
委員会報告(ある場合)
審議未終了議事
新規議事
スピーチその他プログラム
閉会

第 16 条 改 正

本細則の改正は、本クラブのロータリー情報委員会から、提案のあった、クラブ細則改定案に基づいて、理事会が決議するものとする。ただし、本クラブ定款第 2 条および第 3 条の改正については、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の 3 分の 2 の賛成投票によって改正することができる。ただし、かかる改定案の予告は当該例会の少なくとも 10 日前に各会員に郵送されていなければならない。標準ロータリー・クラブ定款および RI の定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行なうことはできない。

付 則

(2005 年 11 月 01 日 改正 施行)
(2010 年 07 月 01 日 改正 施行)
(2012 年 08 月 29 日 改正 施行)
(2013 年 05 月 22 日 改正 施行)
(2013 年 07 月 01 日 改正 施行)
(2014 年 05 月 07 日 改正 施行)